

保護者殿

岡山県立高梁城南高等学校
校長 松下泰久

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取り扱い等について

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
 - ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - ②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
 - ③強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
 - ④新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

出席停止とする期間については、上記①～③については、学校へ連絡し相談してください。
また、上記④については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。)」とする目安

(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱います。

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱います。)
- ②新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①については、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とします。

(2) 上記(1)の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする場合があります。保護者から事前に御相談いただき、「家庭学習願」の書類を提出していただくこととなります。この期間は家庭で学習していただくこととなりますので、学習指導及び学習状況把握のために、家庭訪問や電話連絡をいたします。また実習等については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の期間により、長期休業中に補充実習等を実施する場合があります。詳細は個別に説明いたします。